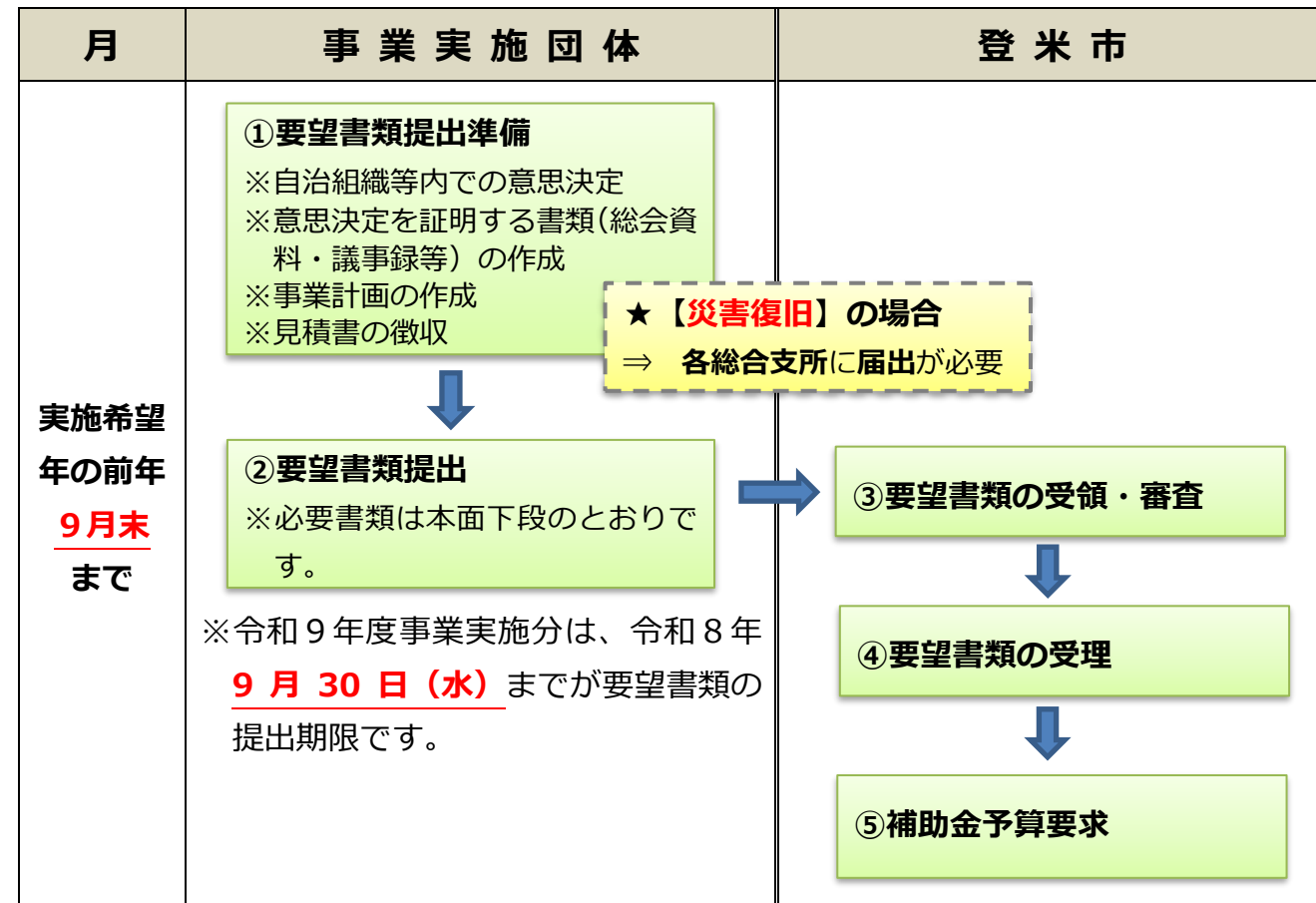


登米市集会施設整備事業について

事業実施要望から交付確定までのスケジュール（予定）と事業実施にあたっての注意点は、次のとおりです。

1 集会施設整備事業実施スケジュール（予定）

(1) 事業実施要望 ※事業実施の前年度



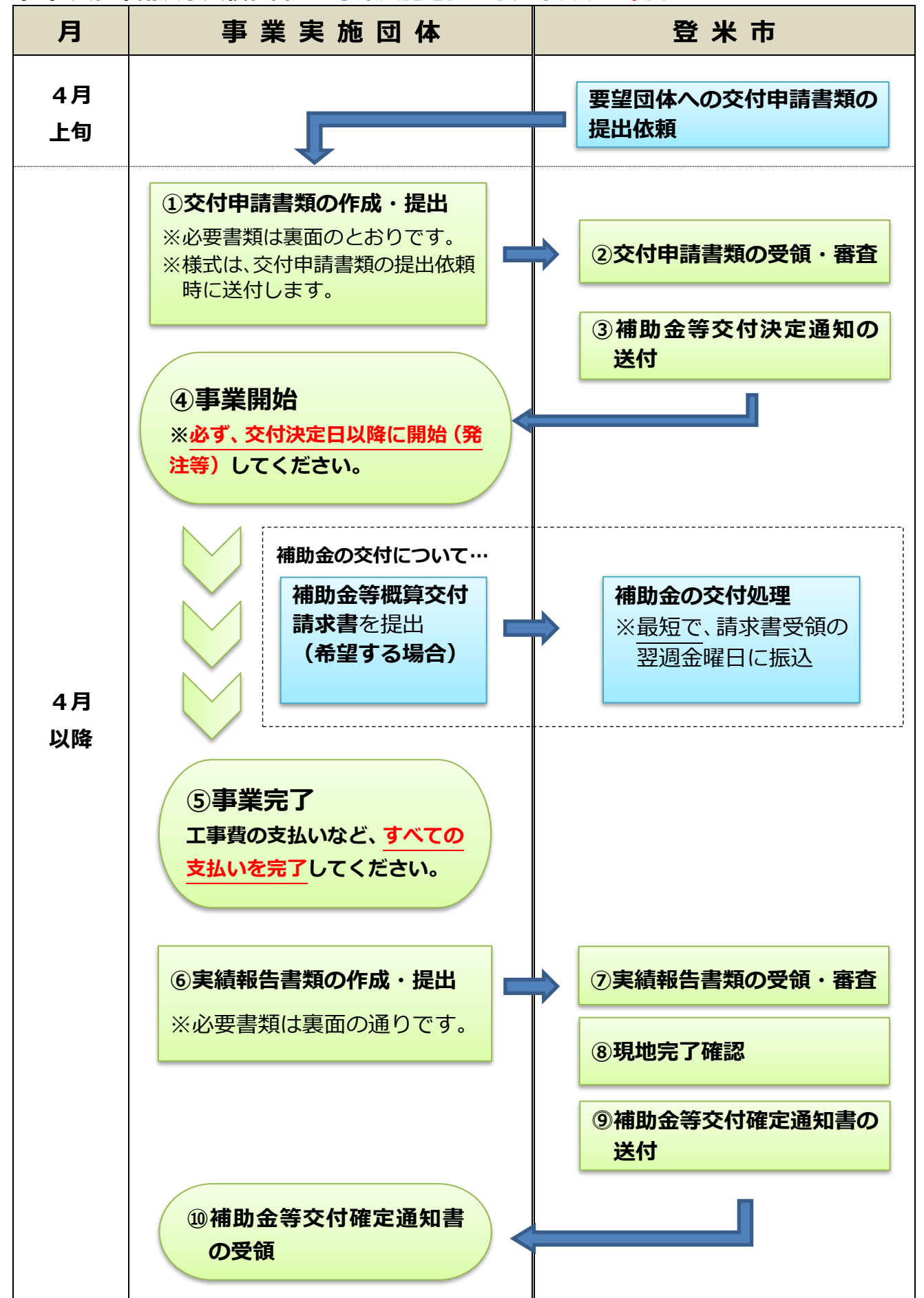
※要望が多数の場合は、優先順位決定基準に基づき内定する場合があります。

●事業実施要望に必要な書類 ※【災害復旧】の場合は、被災箇所の写真も添付

	書 類
1	登米市集会施設整備事業補助金要望書
2	収支予算書（様式第2号）
3	登米市集会施設整備事業計画書（様式第1号）
4	見積書の写し
5	自治組織等における意思決定を証明する書類（総会資料・議事録等）
6	実施個所位置図
7	自治組織等が負担する事業費の財源を証明する書類

※用地や建物の権利関係（登記簿謄本、借地契約書の写し等）を確認させていただく場合があります。

(2) 交付申請及び実績報告 ※事業実施を要望した年度の翌年度



● 交付申請に必要な書類

	書 類
1	補助金等交付申請書（様式第 1 号）
2	収支予算書（様式第 2 号）
3	登米市集会施設整備事業計画書（様式第 1 号）
4	建設事業の場合は建物の図面の写し、改修事業の場合は建物の写真、備品購入の場合は購入備品のカタログ
5	見積書の写し
6	用地の権利関係を証明する書類（登記事項証明書、借地契約書の写し等） ※建設事業又は改修事業の場合のみ
7	総会資料（規約及び集会施設の建設又は改修に係る会議録）の写し
8	実施個所位置図
9	公図の写し※新たに土地を取得した場合のみ
10	その他市長が必要と認める書類

● 実績報告に必要な書類

	書 類
1	補助事業等実績報告書（様式第 10 号）
2	収支決算書（様式第 11 号）
3	登米市集会施設整備事業成績書（様式第 2 号）
4	完成図面（建設事業又は改修事業の場合のみ）及び完成写真
5	用地の権利関係を証明する書類（登記事項証明書、借地契約書の写し等） ※交付申請時から変更があった場合
6	費用を支払ったことを証する書類の写し
7	その他市長が必要と認める書類

※完了日から 30 日を経過した日又は補助金等交付決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月 15 日のいずれか早い日まで提出して下さい。

2 集会施設整備事業実施にあたっての注意点

注意点① 対象となる経費について

- ・ **建設事業**（建築して 25 年以上を経過している建物に限る）
 - 新築 集会施設の建設に係る本体工事、付帯工事（電気、ガス、給排水、衛生、防火など集会施設と一体をなす工事費に限る。）
 - 購入 集会施設の本体購入費

- ・ **改修事業**（建築して 10 年以上を経過している建物に限る）
 - 修繕・増築 本体工事費（段差解消等バリアフリー化含む）
- ・ **備品購入事業**
 - 備品購入 テーブル、イス、収納台車、冷房用・暖房用機器（建物と一体となるものを除く）の購入費

注意点② 補助金の上限額について

- ・ **建設事業**
 - 新築 1㎡当たり標準建築 13 万 8 千円に延べ面積を乗じた額又は実際の建設事業費のうち、いずれか低い額の 2 分の 1 以内の額（千円未満切り捨て）とし、上限額は 1,000 万円。
 - 購入 1㎡当たり標準建築 13 万 8 千円に経年減点補正率を乗じ、さらに延べ面積を乗じた額又は実際の購入価格のうち、いずれか低い額の 2 分の 1 以内の額（千円未満切り捨て）とし、上限額は 1,000 万円。
- ・ **改修事業**
 - 修繕、模様替え及び増築に要する経費の 2 分の 1 以内の額（千円未満切り捨て）とし、上限は 250 万円（1 件 10 万円未満の改修費は除く）。
- ・ **備品購入事業**
 - 補助対象備品の購入に係る費用の 2 分の 1 以内の額（千円未満切り捨て）とし、上限は 50 万円。
- ・ **災害復旧** ⇒ 建築又は改修により「**原状に復す事業**」に限ります
 - 市の災害対策本部が設置されるなど被害が甚大であると認められる場合であって、建設事業により復旧する場合は、補助率 4 分の 3 以内の額とし、上限額は 1,500 万円。改修事業により復旧する場合は、補助率 4 分の 3 以内の額とし、上限額は 375 万円。備品購入事業により復旧する場合は、補助率 4 分の 3 以内の額とし、上限額は 75 万円。

注意点③ 補助の制限について

- 補助金の交付を受けた後は、一定期間補助金を受けることができません。
- ・ 建設事業は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して 25 年間は補助対象となることができません。
 - ・ 改修事業及び備品購入事業は、各補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して 10 年間は補助対象となることができません。
 - ・ いずれの場合も、天災その他これに類する理由により市長が特に必要と認めた場合は、補助対象となることができます。

3 補助金の交付方法について

表面(2)の補助金交付申請及び実績報告は、補助金の交付について、「補助金等概算交付請求書」により、実績報告前に補助金交付を行う形式（概算交付）で記載しています。